

水第1号議案

損害賠償請求事件に係る控訴の提起

損害賠償請求事件の判決について、次のように控訴を提起する。

平成22年9月28日提出

横浜市長 林 文子

1 第1審事件名

横浜地方裁判所平成16年(ワ)第3962号損害賠償請求事件

2 第1審判決の要旨

- (1) 原告(横浜市)の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

3 当事者

控訴人 横浜市

代表者

横浜市水道事業管理者水道局長 齋藤義孝

被控訴人 名古屋市熱田区千年1丁目2番70号

愛知時計電機株式会社

代表取締役 鈴木 登

東京都板橋区大原町13番1号

株式会社金門製作所

代表取締役 岩井昌秋

長野県松本市和田3,967番地の10

東洋計器株式会社

代表取締役 土田泰秀

4 訴訟物の価額

227,962,000円

5 控訴の要旨

第1審判決を取り消すこと、被控訴人ら（愛知時計電機株式会社、株式会社金門製作所及び東洋計器株式会社）が連帯して金227,962,000円及びこれに対する遅延損害金を支払うこと並びに訴訟費用は第1審及び第2審とも被控訴人らの負担とすることを内容とする判決を求める。

6 控訴を提起する理由

第1審判決は、被控訴人らによる談合の事実を認めず、その損害賠償責任を認めなかった。しかし、その事実の認定には誤りがあり、被控訴人らには損害賠償責任があると考えられるので、控訴を提起するものである。

7 裁判所

東京高等裁判所

提 案 理 由

水道メーターの入札に係る損害賠償を求めるため、愛知時計電機株式会社等に対し控訴を提起したいので提案する。

参 考

事件の概要

- 1 平成12年3月から
平成14年3月まで 横浜市は、水道メーターを購入するため、合計64件の公表型指名競争入札を実施した。
- 2 平成16年11月19日 横浜市水道局では、過去に実施した水道メーターの入札における談合の有無及びこれに係る損害賠償請求の可否について、入札参加者に対する調査及び入札行動等の分析に基づき、有識者及び弁護士の意見を踏まえて検討した。その結果、談合による損害が認められたので、横浜市は、愛知時計電機株式会社、株式会社金門製作所、東洋計器株式会社及びリコーエレメックス株式会社（以下「被告ら」という。）に対し、227,962,000円の損害賠償を請求して横浜地方裁判所に訴えを提起した。
- 3 平成17年1月から
平成19年10月まで 被告らが応訴し、口頭弁論が進められたが、その後民事訴訟法に基づく訴訟上の和解の試みが裁判所により行われた。
- 4 平成20年3月7日 横浜市と被告らのうちリコーエレメックス株式会社（以下「リ社」という。）との間に和解が成立した。
- 5 平成20年3月から
平成22年4月まで 横浜市とリ社を除く被告らとの間で口頭弁論が進められた。

- 6 平成22年9月15日 横浜地方裁判所は、リ社を除く被告らによる談合の事実を認めず、その損害賠償責任も認められないとして、横浜市の請求を棄却する判決をした。

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第11号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第13号から第15号まで及び第2項省略）

地方公営企業法（抜粋）

（地方自治法の適用除外）

第40条（第1項省略）

- 2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

（議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等）

第7条 水道事業または工業用水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 管理者が異例または特に重要なものと認める本市がその当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁